

生乳検査精度管理認証特別委員会設置規程

平成 30 年 4 月 1 日 制定

令和 7 年 3 月 24 日 最終改正

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本乳業技術協会（以下「乳技協」という）が生乳検査精度管理認証制度を推進するため、認証申請者（生乳検査施設・検体採取組織）及び認証更新申請者の適合性に関して審査し、乳技協理事長に答申するため定款第 53 条に基づき設置した生乳検査精度管理認証特別委員会（以下「認証特別委員会」という）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役割)

第 2 条 認証特別委員会は、以下の役割を担う。

1. 別に定める「生乳検査精度管理認証基準」（以下「認証基準」という）に基づき、新規認証申請者の適合性に関して審査を行う。
2. 認証基準に基づき、更新認証申請者の継続適合性に関して審査を行う。
3. 認証基準に基づき、認証施設に対して、業務内容が申請と異なる点が明らかになり、乳技協理事長が認証一時停止及び取り消し警告を行った場合、認証施設より提出された「改善報告書」に基づき、認証一時停止の解除の可否を決定する。

(委員の構成及び任期)

第 3 条 認証特別委員会の委員は、酪農乳業について詳しく、かつ第三者的に評価できる者とし、構成員は 5 名とする。

2. 認証特別委員会の委員は、乳技協理事長が任免する。

3. 認証特別委員会の委員の任期は3年とする。

(役員等)

第4条 認証特別委員会には、互選により委員長1名をおく。

2. 委員長は、議事をとり進める。

(事務局)

第5条 認証特別委員会の事務局は乳技協内におく。

(本規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、乳技協理事会の決議を経て行う。

2. 本規程に定めなき事項については、委員長の了承を経て乳技協理事長が定める。